



写真提供: みなべ町



大会マスコットキャラクター
やた
八咫クロウ

みちびの地南紀熊野
〜 出逢い 寄り添い
人と未来をつむぐケアマネジメント 〜

日本介護支援専門員協会 第21回近畿ブロック研究大会 in わかやま

Hotel & Resorts WAKAYAMA-MINABE
令和5年(2023年)2月17日(金)~18日(土)



LINE



ホームページ



facebook

日本介護支援専門員協会

第21回近畿ブロック研究大会 in わかやま

1. 趣旨

介護保険制度が始まり、20年が過ぎました。新型コロナウイルス感染症により、私たち介護支援専門員をとりまく環境は大きく変化していますが、制度創設時から変わらず「本人主体」「自立支援」「多職種協働」の実践に努めてきました。そんな中、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現にむけて整備が進められています。この地域共生社会とは、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会です。高齢者支援を行う介護支援専門員には、その多様なニーズに対応した自立支援に資する、公正中立で質の高いケアマネジメントが求められています。さらに認知症高齢者の意思決定支援が必要な人や中重度の医療ニーズや看取り期にある人への適切なケアマネジメントについても充実させていく必要があります。

本大会では上記の趣旨をふまえ、みちびきの地 南紀熊野で、ともに生きる社会の実現にむけて介護支援専門員等の利用者支援のための面接力・アセスメント力の向上を図るとともに、人と未来を織りなすケアマネジメント研究をすすめることを目的として開催します。

2. 研究テーマ

みちびきの地 南紀熊野

～出逢い 寄り添い 人と未来をつむぐケアマネジメント～

3. 主催

一般社団法人日本介護支援専門員協会
一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会
一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
滋賀県介護支援専門員連絡協議会
特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会
公益社団法人大阪介護支援専門員協会
公益社団法人京都府介護支援専門員会

4. 後援

和歌山県・みなべ町
一般社団法人 和歌山県医師会・一般社団法人 和歌山県歯科医師会
一般社団法人 和歌山県薬剤師会・公益社団法人 和歌山県病院協会
公益社団法人 和歌山県看護協会
一般社団法人 和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会
公益社団法人 和歌山県理学療法士協会・一般社団法人 和歌山県作業療法士会
一般社団法人 和歌山県言語聴覚士会・公益社団法人 和歌山県栄養士会
一般社団法人 和歌山県歯科衛生士会

公益社団法人 和歌山県柔道整復師会・一般社団法人 和歌山県接骨師会
 一般社団法人 和歌山県鍼灸師会・一般社団法人 和歌山県鍼灸マッサージ師会
 一般社団法人 和歌山県社会福祉士会・和歌山県精神保健福祉士協会
 一般社団法人 和歌山県介護福祉士会・一般社団法人 和歌山県老人福祉施設協議会
 一般社団法人 和歌山県老人保健施設協会・社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会和歌山県支部
 一般社団法人 和歌山県ホームヘルパー協会
 一般社団法人 和歌山県認知症支援協会・一般財団法人 和歌山県老人クラブ連合会
 株式会社紀伊民報・株式会社和歌山放送
 株式会社テレビ和歌山・FM TANABE 株式会社
 南紀白浜コミュニティ放送株式会社 (順不同)

5. 大会開催日

令和5年（2023年）2月17日（金）～18日（土）

6. 参加対象者

介護支援専門員、福祉・保健・医療関係者、行政機関関係者、その他

7. 参加予定数

500人（定員を超えた場合、参加をお断りすることがあります。）

※その場合、会員を優先する場合があります。



8. 参加費

	日本介護支援 専門員協会会員	近畿の各介護支援 専門員協会会員	後援団体会員	そ の 他
事前登録	8,000円	8,000円	8,000円	16,000円
当日登録	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円
懇 親 会	10,000円（定員 100 人）			

9. お問い合わせ先

一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会

事務局所在地：和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 12 階

電話番号 073-421-3066 ファックス番号 073-421-3067

メールアドレス kinkitaikai@wakayama-cma.com

10. 会場

Hotel & Resorts WAKAYAMA-MINABE

和歌山県日高郡みなべ町山内字大目津泊り 348

電話番号：0739-72-5500

<https://www.daiwaresort.jp/minabe/>



和歌山県PRキャラクター
「ぎいちゃん」

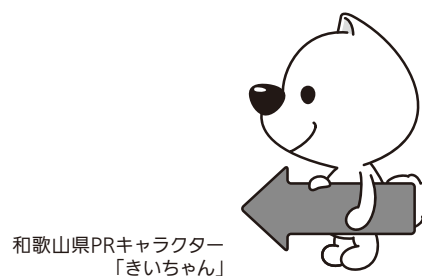
11. 日程

1日目 2月17日(金)

- 12:10 オープニングアトラクション 奥熊野太鼓 演奏
- 12:30 開 会 式
- 13:00 基調講演 (仮題)
「令和3年度介護報酬改定の効果の検証を踏まえて、
これからの介護保険制度の方向性について」
講師 厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課 (予定)
- 14:00 休 憩
- 14:15 講 演
「妖怪人間ベムは永遠に笑わない、忠犬ハチ公は永遠に待ち続ける」
—対人援助の本質は間(あわい)に—
講師：京都大学大学院 人間・環境学研究科 佐藤 泰子氏
- 15:45 休 憩
- 16:00 鼎 談
テーマ「ケアマネジメントプロセスとAI」
講師：
株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアマネジャー 齊木 大 氏
花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科教授 福富 昌城 氏
医療法人 曙会 指定居宅介護支援事業所たんぽぽ(和歌山県和歌山市)
管理者 中谷 ゆかり 氏
- 17:30 一日目終了
- 18:00 懇 親 会
会場 Hotel & Resorts WAKAYAMA-MINABE 1階コンベンションホール

2日目 2月18日(土)

- 9:30 ケアマネジメント・介護支援専門員学術研究・実践事例発表会
- 11:30 休 憩
- 11:45 特別講演 「ケアマネは地球を救う」～人間だもの…みつこ～
東京医療保健大学東が丘看護学部看護学科 大学院看護学研究科
教授 中島 美津子氏
- 12:15 日本介護支援専門員協会 活動報告
- 12:30 閉会式：次年度開催県挨拶
- 12:45 終 了



和歌山県PRキャラクター
「きいちゃん」

12. プロフィール

講演 ● 講師プロフィール

佐藤 泰子 氏

2009 年京都大学大学院 人間・環境学研究科 博士課程修了

京都大学博士（人間・環境学）取得

現在、京都大学大学院 人間・環境学研究科 研究員

京都大学、京都看護大学、聖泉大学、京都経済短期大学、

大阪人間科学大学等で死生学、医療倫理、

コミュニケーション論等の授業担当

コミュニケーション、ケア、倫理、死生などを研究していくなかで「人が苦しいとはどういうことか」についての解明が必要であることに気づく。そこで「人はなぜ苦しみ、そこからどのようにして新しい 1 歩を踏み出すのか」を構造的に理解するためのシエマ「苦しみと緩和の構造」を構築した。「苦しみと緩和の構造」、哲学、倫理学、死生学をもとに援助のあり方を探っている。

講演では、人間の苦しみと言語の関係を手掛かりに「聴くこと」「語ること」の本当の意味を解説する。そこが腑に落ちると誰でも援助的聴き手となりうることを伝えている。

また、死生観に伴う命題「生きる意味への問い」について、アニメや文学をモチーフにわかりやすく解説し、さらに人間関係（間（あわい））を端緒としたコミュニケーションのあり方を説いている。

<著書>

『死生の臨床人間学 ―「死」からはじまる「生」』晃洋書房

（「死」と「生」を倫理的側面から論じ、援助とコミュニケーションの在り方を追究した新刊）

『苦しみと緩和の臨床人間学 ―聴くこと、語ることの本当の意味―』単著 晃洋書房

『患者の力 ―がんに向き合う 生に向き合う―』編著 晃洋書房

『ヒューマンケアと看護学』共著 ナカニシヤ出版

『メンタルヘルスの理解のために ―こころの健康への多面的アプローチ』共著 ミネルヴァ書房 等

鼎談者プロフィール

齊木 大 氏

2005 年 京都大学工学研究科都市環境工学専攻修了

同年 株式会社日本総合研究所入社、現在に至る

研究・専門分野

- ・地域包括ケア、介護保険制度
- ・ケアマネジメント、在宅ケアにおける多職種協働
- ・ニーズに基づく新たな生活サービス（保険外サービス）の創出

注力テーマ

現在注力しているテーマは「時間とともに変わりゆく高齢者一人ひとりのニーズ」を出発点とするサービス創出・制度設計

福 富 昌 城 氏

花園大学教授 社会福祉学部 社会福祉学科

1988 年 3 月 同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻修了

1987 年 4 月 社会福祉法人聖徳園、枚方ホームケアセンター勤務（ソーシャルワーカー）

1997 年 4 月 滋賀文化短期大学人間福祉学科専任講師

2000 年 4 月 滋賀文化短期大学人間福祉学科助教授

2001 年 4 月 花園大学社会福祉学部専任講師

2003 年 4 月 花園大学社会福祉学部助教授

2006 年 4 月 花園大学社会福祉学部教授（現在に至る）

2017 年 4 月 花園大学学務部長（～2019 年 3 月）
2022 年 4 月 花園大学社会福祉学部長（現在に至る）
京都市高齢者施策推進協議会会長
京都社会福祉士会相談役
京都府介護支援専門員会顧問
京都市高齢者虐待事例研究会座長
日本社会福祉士会会員

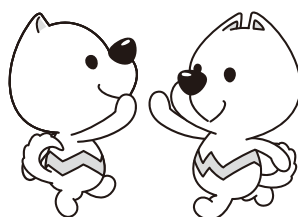
中 谷 ゆかり 氏

医療法人 曙会 指定居宅介護支援事業所たんぽぽ（和歌山市）
1986 年 看護師免許取得 病院勤務
1996 年 訪問看護ステーション管理者
2000 年 介護支援専門員資格取得
2000 年 居宅介護支援事業所勤務
和歌山市介護保険認定審査会認定審査員
和歌山県介護支援専門員指導者（企画、立案、講師）
和歌山県介護支援専門員法定研修運営委員会委員
医療法人曙会居宅介護支援事業所たんぽぽ管理者
和歌山県内の地域ケア個別会議に専門職として派遣

第 2 部 ● 特別講演 講師プロフィール

中 島 美津子 氏

九州大学病院、済生会病院、日赤病院などの臨床看護師を経て、九州大学、聖マリア学院大学で教育・研究職となり、「働きがいのある組織作り」の研究を始める。その後、見ず知らずのおじ様が研究結果をみておられ、ある日、突然、東京のとある 500 床クラスの病院の看護部長をして欲しいと電話があり「誰や？このおっさん？」と一度は断ったがその熱意と真摯さに心を打たれ、お役に立てるのであれば…と状況を決意。気がついたら家族で都内在住。そうすることで研究結果の実践を兼ね臨床現場に戻り看護部長、副院長を歴任。そうこうしていたら再び、母校で呼び戻され研究職として 2015 年より広島大学大学院へ移籍。2016 年より現職。こう見えて、一応、2005 年 3 月九州大学大学院（教育学修士）、2009 年 3 月広島大学大学院（看護学博士）を修了。東京に来てからは大人しくしていたが、いつの間にか、日本看護協会ワークライフバランス推進事業の委員、複数県モデル事業アドバイザー、都道府県看護管理者研修、認定看護管理育成講師など「働きがいのある組織づくり」に欠かせない管理者育成支援のほか、何故か、2010 年より厚生労働省医療労働に関する研究委員に就任。以来、働き方改革は医療の質向上が目的であることを日本中に伝えている伝道師の役割と共に、個別に労働環境の改善支援や幸せな生き方ができる職場支援を継続。コロナ下ではアカデミア看護研究会を発足させ、EX や DX などの言葉に踊らされること無く「人間」を主眼にした医療界への支援のほか、看護職の採用と定着を考える会の理事を併任しつつ、登る、潜る、浸かる、観る、弾く等の趣味、仕事自体を楽しんでいる一日 50 時間くらい欲しい日々を送る。米国在住（American History 研究者）のアラサー娘、都内で一人暮らし（みっちゃんの研究室近く♡）の大学生の息子、そして案外もっとも手がかかる同じ年の男性の 4 人家族（結婚 33 年目）。人間も看護も大好きな看護界の異端者みっちゃん。



和歌山県PRキャラクター
「きいちゃん」

13. ケアマネジメント・ 介護支援専門員学術研究・実践事例発表会概要

私たち介護支援専門員は、認知症や終末期状態になったとしても、誰もが住み慣れた地域で人生最後まで自分らしい暮らしが実現できることを目指して支援を行っています。今回の研究・発表会の分科会では「終末期ケア、社会資源の有効活用、認知症ケア、主任介護支援専門員としての役割」の4つのテーマとしておりますが、いずれも広義では地域包括ケアシステムに通じる内容となっています。そのため、各地域の実践事例からケアマネジメントをより深く省察することにより資質向上への一助となれば幸いです。

第1分科会 「看取り・終末期分野 ～看取りにおける介護支援専門員の役割～」

命の期限を目のまえにすると、ほとんどの人が、治療等についての自己決定、望みを人に伝える事が困難になると言われています。そこで、本人の望む暮らしを実現するためには前もって話し合い、思いを周囲の信頼する人達に伝え、共有しておくことが重要となるため、介護支援専門員は必要な知識と技術を学び、どのタイミングでどのような支援を行うべきか、看取り期の介護支援専門員の役割について一緒に考えたいと思います。

キーワード

ACP（アドバンスケアプランニング）、人生会議、ターミナルケア、緩和ケア、独居の方の看取り、看取り期における医療者との連携、本人の思い・家族の思い、ターミナルケア加算、特定事業所加算（Ⅳ）

第2分科会 「認知症 ～社会資源を活用して地域で支える～」

認知症になっても地域の様々なサービスやサポートを活用する事で、自分らしく安心・安全に生活できる可能性があります。すなわち、医療や介護などの制度でのサービスだけではなく、家族会や民間の生活支援サービス、地域住民による見守りも生活を支える大きな資源になります。そこで、病態や環境等を捉えたケアマネジメントについて一緒に考えたいと思います。

キーワード

若年性認知症、認知症初期集中支援チーム、認知症の人の意思決定支援、認知症カフェ、BPSD、認知症の人と家族を支える、権利擁護、成年後見制度、認知症ケアパス、地域における見守り体制、徘徊ネットワーク

第3分科会 「多様な住まいのケアマネジメント～その人らしい暮らしの実現に向けて～」

私たちが支援を行う利用者は自宅だけでなく、介護保険施設やグループホーム等の入居系サービス施設、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などさまざまな住まいで暮らしています。本人が真に望む住まいではない場合もありますが、多様な住まいにおける利用者の望む暮らしとは何か。また、取り巻く環境との間に起こる問題や課題に対して介護支援専門員はどう関わっていくべきか、その人らしさを紐解きながら、そこで行われるケアマネジメントのあり方や実践方法について一緒に考えたいと思います。

キーワード

在宅復帰、施設での看取り、サービス付き高齢者住宅、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、状態に応じた多様なサービス、地域包括ケアシステム、チームアプローチ、地域と施設の関り、利用者本位

第4分科会 「教育 ～地域における主任介護支援専門員の役割～」

地域包括ケアを推進していくうえで、主任介護支援専門員の役割は多岐にわたります。なかでも医療職をはじめとする多職種連携や自立支援に資するケアマネジメントが実践可能な介護支援専門員の育成、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践などが喫緊の課題だと言われています。そのためには、

主任介護支援専門員が事業所内や地域において、その力を発揮する事が出来る仕組みが必要となります。そこで、専門職として、主任介護支援専門員として求められる役割を果たすためにどのような取り組みや仕組みが必要か、一緒に考えたいと思います。

キーワード

スーパービジョン、主任介護支援専門員、特定事業所加算、地域ケア会議、自立支援型ケアマネジメント、法令遵守、倫理綱領、社会資源の開発、人材育成、対人援助能力

ワークショップ 望む暮らしを支える「人」とテクノロジーの可能性

『その人らしさ（望む暮らし）を支える』のは、人だけでなく、自助具や機器としての「道具（ツール）」があり、テクノロジーの進歩、発展が、望む暮らしの実現に近づいています。

「望む暮らしを支える」ケアマネジャーの支援にも、同様の進歩を取り入れていくことも求められており、AIもケアマネジメント手法の1つ「道具（ツール）」として活用することが、望む暮らしの実現に役立つことを学ぶ機会としたいと思います。

キーワード

AI、テクノロジー、生活支援ツール等

ワークショップの 主な内容

障害のある方、高齢者が、ICT/IoTをはじめとするテクノロジーを活用することで、生活が豊かになる可能性が高まります。実際にそれらのテクノロジーを活用している事例の支援過程を元に、事例検討、支援機器の体験を通して、テクノロジーの活用するための注意点を学べる内容です。翌日からの支援に役立つように、具体的な事例を紹介いただきます。

コーディネーター 小林 大作 氏（株式会社アシテック・オコ）

プロフィール

2007年3月 国際医療福祉大学 保健医療学部 作業療法学科 卒業
2014年3月 国際医療福祉大学大学院 保健医療学専攻 作業療法学分野 修士課程修了（保健医療学）
2007年4月～2011年3月 恩賜財団 社会福祉法人 済生会有田病院 リハビリテーション科
2011年4月～2015年3月 学校法人国際医療福祉大学 西那須野マロニエ訪問看護ステーション
2015年4月～2021年3月 株式会社 紀州ライフコーディネートサービス 紀州リハビリケア訪問看護ステーション
2021年4月 株式会社アシテック・オコ 代表取締役
2022年4月 宝塚医療大学 和歌山保健医療学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 非常勤講師
2022年4月 東京福祉専門学校 作業療法士科 非常勤講師

日本作業療法士協会 福祉用具相談支援システム 和歌山県代表アドバイザー
和歌山県作業療法士会 住環境福祉機器支援推進委員会 委員長
和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会 理事
日本福祉用具供給協会 福祉用具安全利用に向けた検討委員会 委員
和歌山市難病患者地域支援連絡会議 委員
大阪府和泉保健所 在宅難病患者専門的訪問指導事業 訪問指導員
大阪府泉佐野保健所 在宅難病患者訪問事業 訪問指導員

保有資格

作業療法士（2007年・国家資格）、認定作業療法士（2012年認定）、専門作業療法士（訪問作業療法分野・2019年認定）、福祉情報技術コーディネーター1級（2015年取得）、AAICT Basic（2021年取得）

ケアマネジメント・介護支援専門員学術研究・ 実践事例発表会一般演題の募集について

本大会では、ケアマネジメント・介護支援専門員学術研究・実践事例発表会の分科会テーマに沿った研究の口述発表者を募集します。発表形式は、口述形式のみです。発表時間は一人8分、質疑応答は4分です。活発な議論により、研究を深めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、学術研究・実践事例発表は令和5年2月18日（土）午前中となります。

1. 発表申し込み資格

- 1) 発表者ならびに共同研究者は、日本協会会員、近畿各府県介護支援専門員協（議）会の会員に限ります。
- 2) 発表者ならびに共同研究者は、第21回近畿ブロック研究大会 in わかやまへの参加申し込みした者に限ります。
- 3) 共同研究者は5名以下とし、研究発表のどの部分を担当したかを事前に提出していただきます。
*単にアンケート集計を行った、スライド作成のみに関わっただけでは共同研究者として認めません。
*研究内容のうち「目的」「方法」「結果」「考察」「結論」のどの部分でどのように関わったのかを抄録提出時に確認します。
- 4) 日本協会会員、近畿各府県介護支援専門員協（議）会の会員以外で研究に関わった方は「研究協力者」として記載してください。

2. 発表申し込み期間

令和4年9月1日～令和4年10月31日（月） *採択は令和4年11月中頃を予定しています。
抄録締切 令和4年11月15日（火）

3. 発表申し込み

参加申し込み同様に大会ホームページの東武トップツアーズ株式会社 和歌山支店の演題登録システムより必要事項を記載の上登録してください。

- *ご登録時のメールアドレスに携帯電話のアドレスは利用できませんので、ご注意ください。
- *フリーメールを使用したご登録は、登録完了後の自動返信メールが届かない可能性がございますので、ご注意ください。

4. 発表形式

本大会では、口述形式のみです。
発表時間：8分、質疑応答は4分です。
発表時間を超過した場合、途中までの発表となることがありますのでご注意ください。

5. 抄録原稿及び発表データ作成要領

抄録フォーマットを使用してください。
発表テーマ、都道府県、所属先等の名称、職種・職名等、筆頭演者の氏名をレジユメの頭部につけて作成してください。

- 1) 抄録原稿は原則として、1演題につきA4サイズ2枚までとします。（図表が含まれている場合は、4枚まで可）
- 2) 書き方
 - ・「演題名」は、16ポイントのMS明朝体で、最上段の第1行目から2行目のほぼ中央部を使用し、副題がある場合は、行を改めてください。
 - ・「発表者氏名・所属」は11ポイントのMS明朝体で第4行目から5行目の中央部を使用してください。
 - ・共同研究の場合は、発表者所属の下段に「共同研究者氏名」9ポイントのMS明朝体で記載してください。

最初に○印をつけて□頭発表者名を書いてください。

- ・研究協力者は共同研究者の一段下に記載してください。
- ・「本文」は 10.5 ポイントの MS 明朝体を使用して左揃えにし、2 段組みで作成してください。
- ・「目的」「方法」「倫理的配慮」「結果」「考察」「結論」及び「文献」などの見出しを必ず付けてください。
- ・図表及び写真のタイトルは、図・写真が下、表が上で大きさに注意して作成してください。
- ・「目的」は必ず作業仮説（なぜこの研究を行うのか、どのような事例や手段をもちいるのか）を記載、「方法」は内容を具体的に記載し、追試を可能としてください。「結果」では調査結果を明確にし、多数例では統計的処理を行ってください。また、「考察」ではこの研究のどの部分が、どの程度社会に意義があり、新しい発見なのか、他人の考え（文献）と比べてどこが違うのかを述べてください。
- ・本文中に「スライド番号」を記載しないでください。
- ・本文は「である調」で作成し、謝辞は不要です。
- ・抄録原稿は「Microsoft Office Word 2003・2007・2010・2013・2016・2019」のデータ形式で提出してください。
- ・抄録フォーマットを大会ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

3) その他の注意事項

- ・発表演題については、府県支部や市町村支部が主催する研究大会を除き、他の学会や研究大会等で発表した演題の発表は認めません。
- ・業務の内容を逸脱せず、倫理的に正しい内容にしてください。
- ・発表に使用したデータがプライバシーを侵害する恐れのあるものについては当事者に説明し、発表についての了解を得ていることを抄録中に記述してください。この記述がない研究・実践事例発表は、採択されないことがあります。
- ・抄録原稿の記述に際して、個人や地名、団体、学校等の特定につながる記述をしないようにしてください。イニシャルを使用する場合は、実際のイニシャルではなく、A 県、B 町、C さんなどと記述してください。この配慮が不十分な発表は採択されないことがあります。また、採択された場合であっても修正を求めます。
- ・発表者が所属する機関の倫理委員会で承認された研究である場合は、その旨を抄録中に記載してください。
- ・査読の結果、変更、修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- ・発表していただく分科会は、テーマ、内容、応募者数により変更させていただく場合があります。また、応募者多数の場合は、近畿ブロック介護支援専門員協（議）会会員を優先し、お断りすることもあります。
- ・事例に関する個人情報の保護・人権擁護については、発表者が十分ご配慮くださいますようお願いいたします。

4) 発表の際の留意事項

- ・スライド形式は問いませんが、動画や音声、アニメーションの使用は禁止します。
- ・スライドデータはPDF形式で大会事務局へ事前に送信してください。
- ・提出したスライドの変更は原則認めません。
- ・スライドデータの枚数は 30 枚以下に収め、「スライド番号」は記載しないでください。
- ・研究発表にCOI（利益相反）がある場合はスライドに掲載してください。フォーマットは演題登録システムに掲載します。なお、COIスライドはスライドの枚数には含めません。

【演題登録システム】

URL : https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kaigoshien_wakayama/



【お問い合わせ先】 東武トップツアーズ株式会社 和歌山支店

TEL.073-425-3211 E-mail : atsushi_yamagaki@tobutoptours.co.jp

〒640-8331 和歌山市美園町3丁目32-1 損保ジャパン和歌山ビル6階 FAX:073-424-1683
担当:土井・山垣 営業日・受付時間／平日(月曜～金曜)9:30～17:30(休業日:土曜・日曜・祝祭日)

協賛・大会誌広告・バナー広告・コマーシャル広告

●協賛・広告

(1) 協賛金 ー□ 1万円

(2) 大会誌広告

種 類	価 格	サイズ 縦(mm) ×横(mm)
⑥記事1/2頁(モノクロ)	3万円	132.5×180
⑦記事1頁(モノクロ)	5万円	275×180

掲載順は、申し込み順とさせていただきます。

(3) バナー広告

大会ホームページにて、大会終了まで掲載します。

サイズ	価 格	備 考
⑧ 縦40ピクセル×横200ピクセル	5万円	ファイル形式: GIF形式または JPEG形式 データ容量: 500KB以内

掲載順は原則として、申し込み順とさせていただきます。

(4) コマーシャル広告

大会会場にて、大会各日1回以上上映します。

上映時間	価 格	備 考
⑨30秒未満	5万円	ファイル形式: mov,mp4,wmv,m4v,aviのいずれか データ量: 1GB以内 音声: 2chステレオまたはモノラル
⑩30秒以上60秒未満	8万円	

⑨⑩の特典として、大会ホームページにバナー広告を掲載させていただきます。

●申し込み

締 切 日	令和4年11月15日(火)		
受付方法	FAX・E-mail・インターネット		
受 付 先	一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会 FAX: 073-421-3067 E-mail: kinkitaikai@wakayama-cma.com インターネット: https://forms.gle/WjBBExSxoFMSLQC96		
注意事項	FAX、E-mailでお申し込みの場合は受付先に申し込み書をお送りください		



入金方法や入稿データ等については、大会ホームページをごらんください。

URL https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kaigoshien_wakayama/



出展について

会場のホテル内に出展ブースを設けます。

一小間のサイズは1.8m×1.8m角となり、展示フロアの高さは約3mです。

テーブル・白布・椅子、及び、ブースの仕切り兼バックとなるパネルはこちらで提供可能ですが、それ以外の必要物品は各企業様でご準備ください。

展示物や展示にかかる物品等は決定したブースの範囲で収まるようにお願いします。

電気機器の使用可。Wi-Fi 環境あり。

申し込みの締め切りは令和4年10月31日（月）です。

小間数に限りがあるため、多数のご応募をいただいた場合は大会の趣旨に沿ってこちらで選定させていただく場合がございますので予めご了承ください。

詳細につきましては、決定通知ののち調整させていただきます。

出展申し込み書

希望小間数	小間 × 20,000円 = ,000円		
貴 社 名			
ご 住 所			
T E L	()	F A X	()
ご担当部署		ご 担 当 者	
メールアドレス	@		

お問合せ先(土日祝を除く8:30~17:30)

一般社団法人 和歌山県介護支援専門員協会
 TEL.073-421-3066 FAX.073-421-3067
 E-mail kinkitaikai@wakayama-cma.com

大会参加・懇親会・宿泊・観光のご案内

この度「日本介護支援専門員協会 第21回近畿ブロック研究大会 in わかやま」が和歌山県みなべ町で開催のはこびとなりましたことを心よりお祝い申し上げます。

大会の参加に際し、皆様の参加登録・宿泊・懇親会等の受付を東武トップツアーズ（株）和歌山支店がお引き受けすることとなりました。つきましては下記の通りご案内申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染状況により、開催規模等を変更する場合があります。

1. お申し込み方法・お支払い方法

お申し込みは下記ホームページよりお願いいたします

https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/kaigoshien_wakayama/



1) インターネット WEB でのお申し込みについて

お申し込み方法：上記 URL よりお申し込みください。

お支払方法：①銀行振込／お支払いページに表示されている請求額を指定口座へお振込みください。

②クレジットカード決済／クレジットカード情報を入力して頂きますと、お支払が完了いたします。

2) インターネットでお申し込みができない場合（FAX 又は郵送にてお申し込みください）

お申し込み方法：ホームページより申し込み用紙をダウンロードいただくか、最終ページに必要事項をご記入の上、**FAX.073-424-1683** 又は郵送にてお申し込みください。

お支払方法：銀行振込にてお願いいたします。申し込み受付後、請求書を郵送いたします。指定の期日までにお振込みください

申し込み締切日／令和5年1月13日(金)

支払期限／令和5年1月17日(火)

2. 参加券等について

大会参加券・宿泊券・懇親会券等につきましては、申し込み、ご入金後システムより各自でダウンロードの上、印刷していただくか、スマートフォンの画面表示をお願いします。

※スマートフォン等でマイページにログインしていただき、当日二次元バーコードをご提示ください。スマートフォン等でのご提示が不可能な方はプリントアウトしてお持ちください。

※FAX や郵送でお申込みの参加者には参加券を郵送いたします。

3. 大会参加・懇親会のご案内（旅行契約には該当いたしません）

事務局様からの依頼を受けて、東武トップツアーズ（株）和歌山支店が代行受付・集金業務を行ないます。

1) 大会参加費

事前登録：会員 8,000 円／非会員 16,000 円

当日登録：会員 10,000 円／非会員 20,000 円

2) 懇親会

日 時：令和5年2月17日（金）

会 場：Hotel&Resorts WAKAYAMA-MINABE 1階 コンベンションホール

懇親会費：10,000 円（先着 100 名）

※当日は、和歌山県ならではの食材やアトラクションを予定しています。

皆様、お誘い合わせの上、ご参加ください。

3) 取消料について

大会参加費：お申し込み後、既にお振込みされました参加費の払い戻しは行いません。

ご欠席の方には、大会終了後、大会誌をお送りします。

懇 親 会 費：令和5年2月10日（金）17：00 以後の取消については、100%の取消料を申し受けます。

4. ワンコイン送迎バスのご案内（募集型企画旅行）

2月17日（金）〈片道のみ運行、@500円(税込) 事前予約制〉

1. JR 南部駅 11時20分発 → 大会会場（所要 約 10 分）

2. JR 紀伊田辺駅 10時20分発 → 大会会場（所要 約 30 分）

※ご希望の方は参加申し込み時に合わせてお申し込みください。

利用バス会社：竜神自動車
最少催行人員：1名
添乗員同行致しません

●送迎バス取消料について

お申し込み後、送迎バスの予約を取り消される場合は下記料率にて取消料が発生致します。

取消日	旅行開始の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の前日	旅行開始日当日	旅行開始後 または無連絡不参加
	10日前から8日前まで	7日前から2日前まで			
取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

5. 宿泊プランのご案内 (募集型企画旅行)

予め旅行条件書をご確認の上、お申込みください。

●宿泊設定期間：令和5年2月17日（金）

●旅行(宿泊)代金：お一人様あたり1泊朝食付き、税・サービス料込みの代金です。

ホテル名【エリア】		プラン	部屋タイプ	2月17日(金)	アクセス 【最寄り駅よりホテル間】	夕食 オプション
大会会場	Hotel&Resorts WAKAYAMA-MINABE	A-1	シングル	15,000円	南部駅より 10 分以内	可
		A-2	ツイン	10,000円		
		A-3	トリプル	9,000円		
田辺	ホテルハーヴェスト 南紀田辺	B-1	シングル	13,000円	紀伊田辺駅より車 15 分	不可
		B-2	ツイン	10,000円		

※最少催行人員：1名

※添乗員は同行致しません。ホテルチェックインはお客様で行って頂きます。

※朝食が不要な場合でも返金は致しかねます。

※夕食可能ホテルにて、夕食をご希望の場合は申し込み書備考欄にその旨をご記入ください。@8,000円（税込）

※確保客室数の関係上、必ずしもご希望に沿えない場合もあります。

その場合は他のホテルに変更をお願いすることもございますので、予めご了承ください。

●宿泊プラン取消料について

お申し込み後、宿泊予約を取り消される場合は下記料率にて取消料が発生致します。

取消日	旅行開始の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日 前日の解除	旅行開始日 当日の解除	旅行開始後の解除 または無連絡不参加
	14日前から8日前まで	7日前から2日前まで			
取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

※ご宿泊当日13時までに取消の連絡がない場合は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

6. 昼食ご案内

会場館内のレストランはございますが、座席数が十分にございませんので、各自、会場到着前に昼食をおすませいただく事をお勧めいたします。また、ホテル周辺にはコンビニ含め店舗等はございませんのでご注意ください。

7. 変更・取消について

※FAX や郵送でお申し込みの方は、変更・取消連絡の場合もこの用紙をご利用ください。

またシステムで申込の方は、システム上で変更・取消が可能です。

承認番号【客国 22-372】

※個人情報の取扱いについて

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※この旅行条件・旅行代金は、2022年9月1日現在を基準としております。

【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員 ボンド保証会員

東武トップツアーズ株式会社 和歌山支店

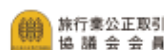
〒640-8331 和歌山市美園町3丁目32-1 損保ジャパン和歌山ビル6階

TEL:073-422-3211 FAX:073-424-1683

営業日・受付時間／平日(月曜～金曜)9:30～17:30(休業日:土曜・日曜・祝日)

担当者:土井・山垣 E-mail: atsushi_yamagaki@tobutoptours.co.jp

総合旅行業務取扱管理者:川嶋弘晃



8. アクセス

JR新大阪駅より (紀勢本線)

特急くろしお号利用

〔くろしお3号〕新大阪 (9:01発)

→ 南部駅 (11:14着)

〔くろしお1号〕新大阪 (7:35発)

→ 紀伊田辺駅 (9:58着)

東京国際空港(羽田)より

JAL-213利用

東京国際空港(羽田) (7:25発)

→ 南紀白浜空港 (8:40着)

〔明光バス〕南紀白浜空港 (9:28発)

→ 紀伊田辺駅 (10:11着)

高速バス(明光バス)

大阪駅JR高速バスターミナル (7:50発)

JRなんば駅 (OCAT) (8:10発)

→ みなべ役場前 (10:30着)

駐車場

※駐車場のご利用は先着順となります。

・料金…無料

・収納台数…260台



日本介護支援専門員協会
第21回近畿ブロック研究大会inわかやま

大会参加・分科会
懇親会・宿泊申し込み書

申し込み書送信先FAX:073-424-1683
申し込み締切日:令和5年1月13日(金)

旅行手配のために必要な範囲内での宿泊機関・保険会社等への個人情報の提供について同意のうえ申し込みます
申し込み日 年 月 日

都道府県名	申し込み代表者名(フリガナ)	所属先名	書類送付先住所 ☐ 所属先 ☐ 自宅	連絡先
			〒 -	TEL
				携帯
			メールアドレス / @ ☐ メルマガ配信不要の方	FAX

来場交通手段	JR・航空機・高速バス・貸切バス・乗用車・送迎バス(500円)・その他()	後援団体の会員記載欄：団体名()
--------	--	-------------------

※会員の方は、会員番号もお忘れなくご記入ください。 ※5名様以上のお申し込みに際しましては、お手数ですがコピーにてご対応をお願い致します。
※会員番号は下記の会員番号記載欄へご記入ください。

No.	フリガナ	参加 種別	1.日本会員 2.近畿会員 3.後援団体 4.その他	会 員 番 号	分科会(分科会番号)		ホテルプラン記号		懇親会	送迎 バス	1.南部駅発 2.紀伊田辺駅発	宿泊同室者名 (複数の場合)	備考 (夕食希望日)
	参加者氏名				第1希望	第2希望	第1希望	第2希望					
見本	ワカヤマ ハナコ 和歌山 花 子	1		12000**	1	5	A-2	B-2	○	1		ワカヤマ タロウ 和歌山 太 郎	○
1													
2													
3													
4													

※申し込み受付完了後、代金請求書をお送り致します。

その他(手話通訳の必要な方、車椅子ご利用等の特別な配慮を必要とされる方はその旨をご記入ください。)

※FAXや郵送でお申し込みの方は、変更・取消連絡の場合もこの用紙をご利用ください。またシステムで申込の方は、システム上で変更・取消が可能です。

当社記載欄

【お問い合わせ先】
東武トップツアーズ株式会社 和歌山支店
〒640-8331 和歌山市美園町3丁目32-1 損保ジャパン和歌山ビル6階
TEL:073-425-3211 FAX:073-424-1683
営業日・受付時間／平日(月曜～金曜)9:30～17:30
(休業日:土曜・日曜・祝日) 担当:山垣・鈴木・土井

国内募集型企画旅行条件書

2022年4月1日施行

お申込みいただく前に、この旅行条件書を必ずお読みください。
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1、募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は東武トップツアーズ株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2)当社は、お客様が当社の定める旅行日程にしたがって運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容、条件は、募集広告・パンフレット・ホームページ等（以下「パンフレット等」といいます。）、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2、旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1)ご来店等対面でお申込みの場合
所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、パンフレット等に記載の申込金又は旅行代金の20%以上旅行代金全額までの申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合
 - ①当社、②旅行業法で規定された「受託旅行業者」（以下①②を併せて「当社ら」といいます。）は、電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と本項(1)に定める申込金を提出していただきます。この期間内にお客様から申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3)ホームページ上でお申込みの場合
お申込やお支払の方法、契約の成立等については、ホームページ上でご案内するところによります。
- (4)団体・グループでのお申込み
 - ①複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めた上で、当社らにお申込みください。当社らは、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。
 - ②契約責任者は、当社らが定める日までに、当該旅行参加者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
 - ③当社らは、契約責任者が当該団体・グループの参加者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - ④当社らは、契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任したお客様を契約責任者とみなします。
- (5)お客様がお申込みをされたときは、旅行条件書に記載の旅行条件、及び旅行手配のため必要な範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意をいただいたものとみなします。
- (6)旅行契約は、上記(1)(2)の場合、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時に成立いたします。
- (7)お申込みの段階で、満席その他の事由により直ちに旅行契約が締結できない場合、当社らはお客様の承諾を得て、お待ちいただける期限を確認の上、お客様の予約待ちを登録し（以下、この状態のことを「ウェイティング」といいます。）、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合、当社らは預り金を申し受けます。ただし、ウェイティング登録は予約完了を保証するものではありません。「当社らが予約可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該預り金を全額払い戻します。ウェイティング登録をされていたコースの契約は、当社らが予約可能となった旨の通知を行なった時に成立し、預り金は申込金として取り扱います。

3、申込条件・参加条件

- (1)特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断わりすることがあります。
- (2)お申込み時点で18歳未満の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は、一部のコースを除き保護者の同行を条件とします。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっておられる方、お体が不自由な方、ご高齢の方、妊娠中の方、補助犬を同伴される方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート又は医師の診断書を提出していただくことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容や実施条件、現地事情、運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施が難しいと当社が判断するときは、お申込みをお断わりさせていただく場合があるほか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。
- (4)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態にあると認めたときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、当社では別途の旅行条件で別行動に係る手配をお受けすることがあります。また、お客様の都合により旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無・予定日時等について、必ず添乗員若しくは現地係員にご連絡ください。
- (6)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断わりすることがあります。
- (7)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったときは、ご参加をお断りすることがあります。

4、契約書面と確定書面（最終日程表）の交付

- (1)当社は、お客様に、旅行契約後すみやかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は、パンフレット等及び本旅行条件書等により構成されます。ただし、既にお申込み時点でこれらを交付している場合、あるいはお客様の使用される通信機器を利用してこれらを提供している場合はこの限りではありません。
- (2)確定した旅行日程、主要な運送機関及び宿泊機関の名称等が記載された確定書面（最終日程表）は、旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日にお渡しする場合があります。なお、確定書面お渡し前であっても、問い合わせをいただいた場合は手配状況についてご説明いたします。

5、旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6、お支払対象旅行代金

お支払対象旅行代金とは、パンフレット等に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計額から、「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。このお支払対象旅行代金が、申込金、取消料、違約料、及び変更補償金の額を算出する際の基準となります。ただし、オプションツアーについては別契約となりますので、お支払い対象旅行代金には含まれません。

7、追加代金と割引代金

- (1)追加代金とは、①航空会社、航空便、航空座席や列車座席の等級の選択に必要な追加代金、②宿泊ホテル指定の選択及び客室のグレードアップに必要な追加代金、③食事の追加料金、④一人部屋追加代金、⑤延泊に必要な宿泊・航空機の追加代金、⑥平日・休前日の選択により発生する追加代金等をいいます。
- (2)割引代金とは、①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金等、②早期割引代金、③その他パンフレット等で「〇〇〇割引代金」と称するものをいいます（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます）。

8、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した以下のものが含まれます。

- (1)航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。）
- (2)宿泊料金及び税・サービス料金
- (3)食事料金及び税・サービス料金
- (4)観光料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等）
- (5)添乗員同行コースの添乗員経費、団体行動中のチップ等必要な経費
- (6)消費税等諸税・サービス料金

* 上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

* 上記はコースにより異なる場合があります。その場合は、当該コースのパンフレット等に記載の旅行条件によります。

9、旅行代金に含まれないもの

第8項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1)超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超えるもの。）
- (2)クリーニング代、電話料金、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用
- (3)一人部屋を使用される場合の追加代金
- (4)ご自宅と集合・解散地間の交通費や旅行開始・終了前後の宿泊費等
- (5)希望者のみが参加するオプションツアーの代金
- (6)空港施設使用料等（パンフレット等を含む旨明示した場合を除きます。）
- (7)傷害・疾病に関する医療費・保険料等

* 上記はコースにより異なる場合があります。その場合は、当該コースのパンフレット等に記載の旅行条件によります。

10、旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめすみやかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11、旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。ただし、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- (2)第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（以下「予約超過」といいます。）による変更の場合を除き、当社はその変動差額の範囲内で旅行代金を変更します。旅行実施に要する費用には、当該契約内容の変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。
- (3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。
- (4)一人部屋を利用するお客様からは一人部屋追加代金を申し受ける旨をパンフレット等に記載した旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が旅行契約を解除したために他のお客様が一人部屋利用となったときは、旅行契約を解除したお客様から所定の取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様からは一人部屋追加代金を申し受けます。

12、お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様には、必要事項を記載した書面を当社に提出していただくとともに、交替に際して発生した実費をお支払いいただきます。（既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用をお支払いいただくことがあります。）
- (2)当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交替をお断りする場合があります。
- (3)旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

1 3、お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ①お客様は、お申込みいただいたコースが掲載されているパンフレット等に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社は既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。営業時間外に受信したファクシミリやメールによるご連絡は、翌営業日に受信したものと取り扱います。
- ②当社の責によらない各種ローンの取扱い上の事由により契約を解除される場合、またお客様が旅行開始日の集合時刻に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も、パンフレット等に記載の当社所定の取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合は、当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込みいただくこととなります。申込人員から一部の人数を取り消される場合も取消料の対象となります。この場合当社は、パンフレット等に記載の所定の取消料を申し受けます。
- ④以下に該当する場合、お客様は旅行開始前に取消料なしで旅行契約を解除できます。この場合は、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
 - ア) 第10項に基づき、契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第20項に掲載する表中の①～⑧に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - イ) 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - ウ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - エ) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - オ) 第4項(2)の期日までに最終日程表を交付しなかったとき。

(2) 旅行開始後

- ①お客様の都合で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離脱されたときは、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりパンフレット等に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は当該受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。（当社の責に帰すべき事由によるものを除きます。）

1 4、当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ①お客様より第5項に規定する期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合は、第13項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除する場合があります。この場合には、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
 - ア) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - エ) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日からさかのぼって3日目にあたる日より前に、旅行の中止をご連絡します。
 - カ) スキーを目的とする旅行における降雪量などの旅行実施条件であって、契約の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - キ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ク) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると判明したとき、お客様が、当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき、又は、お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行ったとき。

(2) 旅行開始後

- ①当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
- ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - エ) お客様が本項(1)②ク)のいずれかに該当することが判明したとき。
- ②前①により当社が旅行契約の解除をしたときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は有効に履行されたものとします。
- ③前②の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当社が当該サービス提供者に対して支払い、又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

1 5、旅行代金の払戻しの時期

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額されたとき、又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払い戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

1 6、旅程管理業務

当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます（ただし、個人旅行プランを除く）。
- (2)(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (3)個人旅行プラン等添乗員が同行しない旅行、あるいは添乗員が同行しない区間にあっては、必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。この場合、変更に伴い追加で発生した費用はお客様の負担となります。

1 7、添乗員等の業務

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (2)添乗員が同行するコースにあっては添乗員が、添乗員は同行しないが現地係員が対応するコースにあっては現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。

1 8、当社の指示

お客様は、旅行開始後以降旅行終了までの間、当社企画旅行参加者として行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

1 9、当社の責任

- (1)当社は、当社又は当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2)お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - ア) 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、感染症による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

ウ) 自由行動中の事故

エ) 食中毒

オ) 盗難

カ) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮

(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

20、旅程保証

(1)当社は、下表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし、次の①②③で規定する変更を除きます）、1件につきお支払対象旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。

ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部又は一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ) 戦乱

ウ) 暴動

エ) 官公署の命令

オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止

カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ) 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のために必要な措置

②第13項又は第14項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。

③パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2)当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって上限とし、その額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更 (契約書面に記載した以下の変更)	旅行開始前	旅行開始後
①旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②入場する観光地又は観光施設（レストランを含む。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る。）	1.0%	2.0%
④運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧前各号に掲げる変更のうちツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2)確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。

注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までを適用せず、⑧によります。

2 1、特別補償

- (1)当社は、当社が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体又は荷物に被られた傷害・損害について、当社旅行業約款の特別補償規程（以下「特別補償規程」といいます。）に定めるところにより、以下の範囲内で補償金及び見舞金を支払います。
- ①死亡補償金：1,500万円
 - ②後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3%から100%の金額
 - ③入院見舞金：（入院日数により）2～20万円
 - ④通院見舞金：（通院日数により）1～5万円
- ただし、3日以上通院で事故の日から180日以内のものに限ります。
- ⑤携帯品損害補償金：旅行者1名につき15万円以内。（ただし、1個又は1対についての補償限度は10万円。現金、小切手その他の有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、電子データ、その他特別補償規程第18条2項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ・紛失は対象外です。）
- (2)(1)の損害について、当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)(2)に規定する場合において、(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第19項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金〔(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。〕に相当する額だけ縮減するものとします。
- (4)お客様が旅行参加中に被られた損害が、疾病、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行の旅行日程に含まれていない自由行動中の山岳登山（登山用具を使用するもの）・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等、特別補償規程第3条から第5条に該当する場合は、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (5)当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行（オプションツアー）のうち、当社が企画・実施するものについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- (6)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金・見舞金を支払いません。

2 2、お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3)旅行開始後に、パンフレット等及び確定書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地においてすみやかに当社、現地係員又は旅行サービス提供機関にその旨お申し出ください。

2 3、オプションツアー

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を収受して実施するオプションツアーのうち、当社が企画・実施するものについては、主たる企画旅行契約の一部として取扱います。
- (2)当社以外の者が企画・実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

2 4、通信契約

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます。）を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。ただし、当社らが提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、又は業務上の理由などによりお受けできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払戻し債務を履行すべき日をいい、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。ただし、契約解除日が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。

- (2)申込みに際し、会員は、「申込みをしようとする旅行のコース名」「旅行開始日」「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。
- (3)通信契約は、第2項(6)の規定にかかわらず、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立します。
- (4)与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第13項(1)①に定める取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する日までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

25、事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに当社らにご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

26、個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。
- (2)当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
- (3)当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (5)個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

27、その他

- (1)お客様の氏名・性別等を誤ってお申込みになりますと、航空券の発行替えのほか、関係する機関への訂正が必要となる場合があります。この場合には、第12項のお客様の交替に準じた所定の手数料、又は第13項(1)①に定める取消料をお支払いいただくことがあります。
- (2)こども代金は、航空機を利用する旅行、JRを利用する旅行等により適用される年齢条件がそれぞれ異なります。また、幼児代金は航空座席・JR座席の利用の有無、食事・寝具の利用により条件が異なります。詳しくはパンフレット等にてご確認の上お申込みください。
- (3)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (4)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないよう品物の確認やレシートの受取りなどは必ず行ってください。
- (5)当社の旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスによりマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へお申し出ください。なお、利用航空会社や搭乗区間等の変更により、予定されていた同サービスが受けられなかった場合でも、当社はその理由の如何に関らず第19項(1)の責任を負いません。
- (6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(7)この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページからもご覧いただけます。

(8)安心してご旅行いただくためにも、お客様ご自身で旅行保険に加入されるようお勧めします。

(9)旅行条件及び旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

Copyright © TOBU TOP TOURS CO.,LTD. All Rights Reserved.